

那覇市避難支援希望者名簿取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害時に自力で避難することが困難な者からの申請に基づき作成した那覇市避難支援希望者名簿（以下「名簿」という。）を本市の関係部局において共有するとともに、地域の支援組織へ提供することで、地域における共助による避難支援体制づくりの推進を目的とする。

(登録対象者)

第2条 名簿に登録できる者は、那覇市に住民登録されている在宅の者で、次の各号のいずれかに該当し、災害時に自力又は家族等の支援のみでは避難することが困難であって、第4条に規定する名簿に登録する情報を本市の関係部局において共有すること及び支援組織へ提供することについて同意したものである。

- (1) 高齢者
- (2) 障がい児・者
- (3) その他支援が必要であると市長が認める者

(支援組織)

第3条 この要綱において「支援組織」とは、個人情報の管理体制が整備されている団体で、次に掲げるものをいう。

- (1) 自治会
 - (2) 自主防災組織
 - (3) 那覇市民生委員児童委員連合会
 - (4) 那覇市社会福祉協議会
 - (5) その他前各号に準ずる団体として市長が認めた団体
- 2 支援組織は、災害時等に、名簿に登録された者（以下「登録者」という。）に対し、災害情報の伝達、安否確認及び避難支援等（以下「支援等」という。）を行うものとする。
- 3 支援組織は、平素から登録者の状況の把握や支援者の確保など、支援等に必要となる体制の構築を行うものとする。

(登録情報)

第4条 名簿に登録する情報は、次のとおりとする。

- (1) 氏名、生年月日、性別、住所、連絡先等の基本事項
- (2) 世帯の状況
- (3) 介護保険における要支援・要介護認定区分及び障がい等級等その他の身

体の状況

- (4) 支援を行うことができる親族等の緊急連絡先
(申請手続等)

第5条 名簿への登録を希望する者は、那覇市避難支援希望者名簿登録等申請書(第1号様式)により申請するものとする。

- 2 前項の場合において、障がい等により本人申請が困難な場合には、代理人により申請ができるものとする。

(名簿の作成及び共有)

第6条 市長は、前条の申請に基づき、申請書を審査したあと名簿を作成する。

- 2 名簿は、第1条の目的のために市の関係部局で共有することができる。

(名簿の提供)

第7条 支援組織は、名簿に登録された情報(以下「名簿情報」という。)の提供を必要とする場合は、那覇市避難支援希望者名簿情報提供申請書(第2号様式)に、那覇市避難支援希望者名簿情報の管理に係る誓約書(第3号様式)を添えて申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、申請内容を審査し、必要と認めるとき地域の名簿を貸与することにより名簿情報を提供することができる。

- 3 支援組織は、前項の規定により名簿の貸与を受けたときは、那覇市避難支援希望者名簿受領書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(名簿情報の保護)

第8条 名簿情報の提供を受けた支援組織(以下「名簿受領組織」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 名簿については、滅失、破損、改ざん、漏えい及び盗用を防止するために適正に管理すること。
 - (2) 名簿はこの要綱で定める目的以外の使用、又は第三者へ提供してはならないこと。
 - (3) 名簿は市長の承諾なく複製し、又は複写してはならないこと。
 - (4) 名簿の滅失し、又は破損等の事故が発生した場合は、直ちに市長に報告し、その指示に従うこと。
 - (5) 支援組織が第3条第3項に規定する業務をしないこととなったとき又は支援組織が解散等したときは、速やかに提供された名簿情報を市長に返還すること。
 - (6) 関係法令、条例、規則及びこの要綱を遵守すること。
- 2 名簿受領組織は、前項各号に掲げる事項に反する事態が生じたときは、直ちに市長に報告しなければならない。

3 市長は、名簿受領組織に対し、名簿情報の管理に関して、必要に応じて指示又は調査を行うことができる。

4 市長は、名簿受領組織が名簿情報を適正に管理することができないと認めるときは、名簿を返還させることができる。

(名簿情報の変更及び抹消)

第9条 登録者は、名簿情報に変更が生じたとき又は名簿情報の抹消を希望するときは、那覇市避難支援希望者名簿情報登録内容(変更・抹消)申請書(第5号様式)により申請するものとする。ただし、住民登録の異動に関する情報についてはこの限りではない。

(名簿情報の取消し)

第10条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 市外に転出したとき。

(3) 入院又は施設入所により、自宅復帰の見通しが立たないと認めるとき。

(4) 第2条第3号に定める要件に該当しなくなったとき。

(名簿情報の更新)

第11条 市長は、第9条の申請を受けたとき、又は前条により登録を取り消したときは、速やかに名簿情報を更新するとともに、名簿受領組織にその旨を通知するものとする。

(事務の所管)

第12条 第5条に関する事務は、福祉部福祉政策課、福祉部チャージがんじゅう課、福祉部障がい福祉課、健康部保健所健康増進課及び健康部保健所地域保健課、消防本部指令情報課並びに総務部総務課市民防災室において所管する。

2 第6条、第7条、第9条から第11条に関する事務は、福祉部福祉政策課において所管する。

3 この要綱に関する庶務は、総務部総務課市民防災室において所管する。

(その他)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

2 第12条第3項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までの間、この要綱に関する庶務は健康福祉部福祉政策課において所管する。

付 則

この要綱は、平成25年7月5日から施行し、平成25年4月1日から適用する。